



平成 18 年 4 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 ブロッコリー
代表者名 代表取締役会長 木谷 高明
(JASDAQ コード 2 7 0 6)
問合せ先 取締役管理本部長 興津 吉繁
(TEL 03 5946 2824)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 26 日開催予定の定時株主総会に下記の定款一部変更を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

- (1) 今後の機動的な資本政策を遂行するため、当社の発行可能株式総数を増加するものであります。
- (2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)により、転換社債が新株予約権付社債に整理されていたものにつき削除するものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)(以下「会社法」という。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、所要の変更を行うものであります。

なお、主な項目としては、

定款の定めにより、公告の方法として電子公告を採用することができますので、電子公告を採用するとともに、電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

単元未満株式の権利が単元株式と比して相当の範囲に制限すべきものであることから、規定の新設を行うものであります。

定款の定めにより、株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示した場合は、株主に対して提供したものとみなすことが可能になるため、規定の新設を行うものであります。

定款の定めにより、取締役会における書面決議が認められることに伴い、規定の新設を行うものであります。

定款の定めにより、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約が認められることに伴い、規定の新設を行うものであります。

会計監査人に関する章を新設し、員数、選任方法、任期、報酬等及び責任免除の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (商 号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的) 第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に</u> <u>掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社が<u>発行する株式の総数は、</u> <u>39,000,000株とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議に基づく自己株式の買 受け) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項</u> <u>第2号の規定により、取締役会の決</u> <u>議をもって自己株式を買受けるこ</u> <u>とができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式数</u>および<u>単元未満株券の</u> <u>不発行</u>) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、 1,000株とする。 2 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満 たない株式(以下「<u>単元未満株式</u>」 という。)に<u>係る株券</u>を発行しな い。ただし、<u>株式取扱規程</u>に定め るところについてはこの限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第8条 当社の<u>単元未満株式</u>を有する 株主(実質株主を含む。以下同じ。)</p>	<p>第1章 総 則 (商 号) 第1条 現行どおり</p> <p>(目 的) 第2条 現行どおり</p> <p>(本店の所在地) 第3条 現行どおり</p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行</u> <u>う。ただし、電子公告によることが</u> <u>できない事故その他やむを得ない事</u> <u>由が生じたときは、日本経済新聞に</u> <u>掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式 (<u>発行可能株式総数及び株券の発行</u>) 第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、 <u>100,000,000株とする。</u></p> <p><u>2 当社は、株式に係る株券を発行す</u> <u>る。</u></p> <p>(取締役会の決議に基づく自己の株式の取 得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の</u> <u>規定により、取締役会の決議によっ</u> <u>て自己の株式を取得することができ</u> <u>る。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とす る。 2 当社は、<u>単元株式数</u>に満たない株 式(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に <u>係る株券</u>を発行しない。ただし、 <u>株式取扱規程</u>に定めるところについ てはこの限りでない。</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第8条 当社の<u>単元未満株式</u>を有する株 主(実質株主を含む。以下同じ。)は、</p>

は、株式取扱規程に定めるところにより、その单元未満株式と併せて1单元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(新 設)

(基準日)

第9条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。

- 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(名義書換代理人)

第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

- 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理その他株式の関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(单元未満株主の権利)

第9条 当社の单元未満株主は、その有する单元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める権利を請求する権利

(基準日)

第10条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によつてあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式の関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株券の種類及び株式の
名義書換、質権の登録及び信託財産
の表示又はこれらの抹消、株券の不
所持、株券の再交付、株券喪失登録
の手續、単元未満株式の買取り及び
買増し、届出の受理その他株式に関
する取扱並びに手数料は、法令又は
本定款のほか、取締役会において定
める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年
5 月にこれを招集し、臨時株主総会
は、必要がある時に随時これを招集
する。

(新 設)

(招集権者及び議長)

第 13 条 (条文省略)
2 (条文省略)

(新 設)

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は本
定款に別段の定めがある場合を除
き、出席した株主の議決権の過半数
で行う。

- 2 商法第 343 条に定める特別決議は、
総株主の議決権の 3 分の 1 以上を
有する株主が出席し、その議決権の
3 分の 2 以上で行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有す

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び
手数料は、法令又は本定款のほか、
取締役会において定める株式取扱
規程による。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年 5
月に招集し、臨時株主総会は、必要
がある時に随時招集する。

(招集地)

第 14 条 当社の株主総会は、東京都区内
で開催する。

(招集権者及び議長)

第 15 条 現行どおり
2 現行どおり

(株主総会参考書類等のインターネット開
示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、
株主総会の参考書類、事業報告、計
算書類及び連結計算書類に記載又は
表示をすべき事項に係る情報を、法
務省令の定めるところに従いインタ
ーネットを利用する方法で開示する
ことにより、株主に対し提供したも
のとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定
款に別段の定めがある場合を除き、
出席した議決権を行使することがで
きる株主の議決権の過半数をもって
行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議
は、当該株主総会で議決権を行使す
ることができる株主の議決権の 3 分
の 1 以上を有する株主が出席し、出
席した当該株主の議決権の 3 分の 2
以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する

他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(新 設)

(取締役の員数)

第 17 条 (条文省略)

(取締役の選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定め

他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 19 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 20 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 21 条 現行どおり

(取締役の選任方法)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 3 第 1 項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 24 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めが

がある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 25 条 (条文省略)

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第 26 条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、商法第 266 条第 12 項の

ある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 現行どおり

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 30 条 現行どおり

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の

規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

(新 設)

(監査役の員数)

第28条 (条文省略)

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第32条 (条文省略)

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の

規定により、取締役会の決議によつて、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第33条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第34条 現行どおり

(監査役の選任方法)

第35条 監査役は、株主総会の決議によつて選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の項に移設)

(監査役会の招集通知)

第37条 現行どおり

- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過

過半数で行う。

(第 31 条から移設)

(監査役会の議事録)

第 34 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 35 条 (条文省略)

(監査役の報酬及び退職慰労金)

第 36 条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(新 設)

(新 設)

半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 39 条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 41 条 現行どおり

(監査役の報酬等)

第 42 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 44 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の員数)

第 45 条 当社の会計監査人は 1 名とする。

(会計監査人の選任方法)

第 46 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第6章 計算

(営業年度及び決算期)

第 38 条 当社の営業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とし、営業年度末日を決算期とする。

(利益配当金)

第 39 条 当社の利益配当金は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(転換社債の転換の時期と配当金)

第 41 条 当社が発行する転換社債の転

(会計監査人の任期)

第 47 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 48 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 49 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度及び決算期)

第 50 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とし、毎年 2 月末日を決算期とする。

(剰余金の配当)

第 51 条 当社の剰余金の配当は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第 52 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(削除)

換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換が3月1日から8月31日までになされたときは3月1日に、9月1日から翌年2月末日までになされたときは9月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(配当金の除斥期間)

第42条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第53条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上